

第9 監視指導及び行政処分等

1 報告の徴収

事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者その他の関係者に対して、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の処理状況や施設の構造又は維持管理状況について、報告を求めることがあります（法第18条）。

なお、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます（法第30条第7号）。

2 立入検査

事業者又は産業廃棄物処理業者が、法令等で定められた基準に従って適正に廃棄物等を処理しているかどうか確認するため、都道府県（又は政令市）の職員が、事務所、事業場、車両、船舶等に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査し、また、試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去することがあります（法第19条）。

なお、立入検査若しくは収去を拒否したり、妨害したり、忌避したりした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます（法第30条第8号）。

3 行政処分

(1) 改善命令

事業者又は（特別管理）産業廃棄物処理業者が（特別管理）産業廃棄物処理基準又は（特別管理）保管基準に適合しない保管、収集・運搬又は処分を行った場合、都道府県知事（政令市は市長）は、当該事業者又は産業廃棄物処理業者に対して、期限を定めて、産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます（法第19条の3）。

(2) 措置命令

（特別管理）産業廃棄物処理基準又は（特別管理）産業廃棄物保管基準に適合しない処分等が行われ、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（政令市は市長）は、図表77に掲げる者に対して、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます（法第19条の5）。

図表 77 措置命令の対象者（法第 19 条の 5）

- 1 当該保管、収集、運搬又は処分（不法投棄等）を行った者
- 2 この法律の規定に違反する委託により、当該処分が行われたときは、当該委託をした者
- 3 マニフェストを不交付等の義務違反があったときは、当該違反をした者
 - ① マニフェストを交付しない者、又は規定された記載事項をマニフェストに記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - ② マニフェストの写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - ③ マニフェストを回付しなかった者
 - ④ マニフェスト又はマニフェストの写しを保存しなかった者
 - ⑤ マニフェストの確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者
 - ⑥ マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - ⑦ 収集運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを排出者に送付した者
最終処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを排出者に送付した者
 - ⑧ 情報処理センターに登録する場合において、報告せず若しくは虚偽の報告をした者又は虚偽の登録をした者並びに確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者
- 4 法第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人が 1～3 の違法行為を行った場合の元請業者
- 5 当該処分に関与した者（規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が不適正処分等を行うことを助けた者）

(3) 生活環境保全上の支障の除去等の措置

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 78 のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置（行政代執行）を講ずることができます（法第 19 条の 8）。

図表 78 生活環境保全上の支障の除去等の措置（法第 19 条の 8）

- 1 法に基づき措置命令を受けた処分者等が期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき
- 2 過失がなく支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき
- 3 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合であって、命令を行ういとまがないとき
行政代執行を行った場合、当該措置費用について、当該処分者等に負担させることができます。

(4) 事業の廃止等に伴う措置

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 79 に掲げる者が（特別管理）産業廃棄物処理基準に適合しない（特別管理）産業廃棄物の保管を行っているときは、その者に対して、（特別管理）産業廃棄物処理基準に従って当該（特別管理）産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第 19 条の 10）

図表 79 事業の廃止等に伴う措置の対象者（法第 19 条の 10）

- | | |
|---|---|
| 1 | （特別管理）産業廃棄物処理業の許可の更新を受けなかった者 |
| 2 | （特別管理）産業廃棄物処理業の廃止の届出をした者 |
| 3 | （特別管理）産業廃棄物処理業の許可を取り消された者 |
| 4 | （特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けるべき者が当該許可を受けずに（特別管理）産業廃棄物の処理を業として行った者 |

(5) 許可の取消し等

① 許可を取り消さなければならない場合

産業廃棄物処理業者が図表 80 のいずれかに該当する場合は、都道府県知事（政令市は市長）は、業の許可を取り消さなければなりません。（法第 14 条の 3 の 2 第 1 項、第 14 条の 6）

図表 80 許可を取り消さなければならない場合

- | | |
|---|---|
| 1 | 欠格要件（P69 図表 61 中の①～⑦、⑨～⑪に限る。）のいずれかに該当するに至った場合 |
| 2 | 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときで情状が特に重い場合 |
| 3 | 廃棄物処理法第 14 条の 3 に基づく処分に違反した場合 |
| 4 | 不正の手段により産業廃棄物処理業の許可を受けた場合 |

② 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合

産業廃棄物処理業者が図表 81 のいずれかに該当する場合は、都道府県知事（政令市は市長）は、業の許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます（法第 14 条の 3 の 2 第 2 項、第 14 条の 6）。

図表 81 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合

- | | |
|---|---|
| 1 | 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき |
| 2 | その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合 |
| 3 | 許可に付した生活環境保全上必要な条件に違反した場合 |

③ 産業廃棄物処理施設の設置者についても、同様の取消し等に関する規定があります（法第 15 条の 3）。なお、維持管理積立金の積立てをしていない時も、施設許可を取り消すことができます（法第 15 条の 3 第 2 項）。

4 罰則

この法律の規定に違反した場合等は、図表 82～図表 90 のとおり罰則が科せられます。

図表 82 5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）

- ① 無許可営業（法第14条第1項、同第6項、第14条の4第1項、同第6項）
- ② 不正手段により業の許可を取得（①と同じ）
- ③ 無許可変更（法第14条の2第1項、第14条の5第1項）
- ④ 不正手段により業の変更許可取得（③と同じ）
- ⑤ 事業停止命令違反（法第14条の3、第14条の6）、措置命令違反（第19条の5第1項、法第19条の6第1項）
- ⑥ 委託基準違反（法第12条第5項、第12条の2第5項）
- ⑦ 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、第14条の7）
- ⑧ 処理施設無許可設置（法第15条第1項）
- ⑨ 不正手段により処理施設の許可取得（⑧と同じ）
- ⑩ 処理施設構造・規模無許可変更違反（法第15条の2の6第1項）
- ⑪ 不正手段により処理施設の構造・規模の変更許可取得（⑩と同じ）
- ⑫ 無確認輸出・同未遂（法第15条の4の7第1項）
- ⑬ 受託禁止違反（法第14条第15項、第14条の4第15項）
- ⑭ 廃棄物の投棄禁止違反・同未遂（法第16条）
- ⑮ 廃棄物の焼却禁止違反・同未遂（法第16条の2）
- ⑯ 指定有害廃棄物処理禁止違反（法第16条の3）

図表 83 3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）

- ① 委託基準違反（法第12条第6項、第12条の2第6項）、再委託基準違反（法第14条第16項、第14条の4第16項）
- ② 処理施設使用停止命令違反（第15条の2の7）、改善命令違反（法第19条の3）、措置命令違反（法第19条の10第2項）
- ③ 処理施設無許可譲受け、無許可借受け（法第15条の4）
- ④ 無許可輸入違反（法第15条の4の5第1項）
- ⑤ 輸入許可条件違反（法第15条の4の5第4項）
- ⑥ 廃棄物の投棄禁止違反目的で収集運搬した者（法第16条）
- ⑦ 廃棄物の焼却禁止違反目的で収集運搬した者（法第16条の2）

図表 84 2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（法第27条）

無確認輸出予備（法第15条の4の7第1項）

図表 85 1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金（法第27条の2）

- ① 産業廃棄物管理票の不交付、未記載、虚偽記載（法第12条の3第1項、第15条の4の7第2項）
- ② 産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（法第12条の3第3項前段）
※ 収集運搬業に係るもの
- ③ 産業廃棄物管理票回付義務違反（法第12条の3第3項後段）
- ④ 産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（法第12条の3第4項、同第5項、第12条の5第6項） ※ 処分業に係るもの
- ⑤ 産業廃棄物管理票写し保存義務違反（法第12条の3第2項、同第6項、同第9項、同第10項）
- ⑥ 虚偽産業廃棄物管理票交付（法第12条の4第1項）
- ⑦ 産業廃棄物管理票不交付による産業廃棄物の引受け（法第12条の4第2項）
- ⑧ 産業廃棄物管理票未処理送付又は報告（法第12条の4第3項、同第4項）
- ⑨ 電子情報処理組織虚偽登録（法第12条の5第1項、同第2項、第15条の4の7第2項）
- ⑩ 電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告（法第12条の5第3項、同第4項）
- ⑪ 産業廃棄物管理票措置命令違反（法第12条の6第3項）

図表 86 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第28条）

- ① 情報処理センター職員守秘義務違反（法第13条の7）
- ② 土地の形質変更計画変更命令違反（法第15条の19第4項）
- ③ 土地の形質変更措置命令違反（法第19条の11第1項）

図表 87 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第29条）

- ① 欠格要件該当届出義務違反又は虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項）
- ② 事業場外保管届出義務違反又は虚偽届出（法第12条第3項、第12条の2第3項）
- ③ 処理施設使用前検査受検義務違反（法第15条の2第5項、第15条の2の6第2項）
- ④ 処理困難時の委託者への通知義務違反、虚偽通知（法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の4第13項）
- ⑤ 処理困難時の委託者への通知の保存義務違反（法第14条第14項、第14条の2第5項、第14条の3の2第4項、第14条の4第14項、第14条の5第5項、第14条の6）
- ⑥ 土地の形質変更届出義務違反（法第15条の19第1項）
- ⑦ 事故時の措置命令違反（法第21条の2第2項）

図表 88 30万円以下の罰金（法第30条、第31条）

- ① 帳簿備付け・記載・保存義務違反（法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項、第14条の4第18項）
- ② 産業廃棄物処理業廃止・変更届出、処理施設変更届出、処理施設相続届出義務違反又は虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項、第15条の4）
- ③ 定期検査の拒否、妨害、忌避（法第15条の2の2第1項）
- ④ 維持管理記録及び備付け義務違反（法第15条の2の4、第15条の4の4第3項）
- ⑤ 産業廃棄物処理責任者設置義務違反（法第12条第8項）、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反（法第12条の2第8項）
- ⑥ 報告義務違反又は虚偽報告（法第18条）
- ⑦ 立入検査等の拒否、妨害、忌避（法第19条第1項、第2項）
- ⑧ 技術管理者設置義務違反（法第21条第1項）
- ⑨ 情報処理センター又は廃棄物処理センターの役職員による監督等に係る規定違反（法第13条の6、第13条の8、第13条の9第1項、第15条の13第1項、第18条）

図表 89 両罰規定（法人又は個人と行為者の両方に罰則、法第32条）

- (1) 法人の場合、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、法人の業務に関し、各条項の規定に違反したとき
→ 図表の①～④、⑫、⑭、⑮の違反は3億円以下の罰金、それ以外の違反は各条項の罰金
- (2) 個人の場合、個人の代理人、使用人その他の従業者が、個人の業務に関し、各条項の規定に違反したとき
→ 法第25条から第30条までの各条項に相当する罰金

図表 90 過料（法第33条、第34条）

1 20万円以下の過料（法第33条）

- ① 事業場外保管届出義務違反又は虚偽届出（法第12条第4項、第12条の2第4項）
- ② 土地の形質変更既着手・非常災害届出義務違反又は虚偽届出（法第15条の19第2項、同第3項）
- ③ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出及び実施状況報告義務違反又は虚偽届出（法第12条第9項、同第10項、第12条の2第10項、同第11項）

2 10万円以下の過料（法第34条）

未登録者の登録廃棄物再生事業者名称使用禁止違反（第20条の2第3項）